

4 景観施策の実現に向けて

「笛吹市景観計画」の策定と「笛吹市景観条例」の制定後は、本市の本格的な景観形成の取り組みがスタートすることになりますが、本章で掲げた各種推進施策が本格的に動き出すまでは一定の期間が必要であり、様々な試行錯誤を伴うことも予想されます。

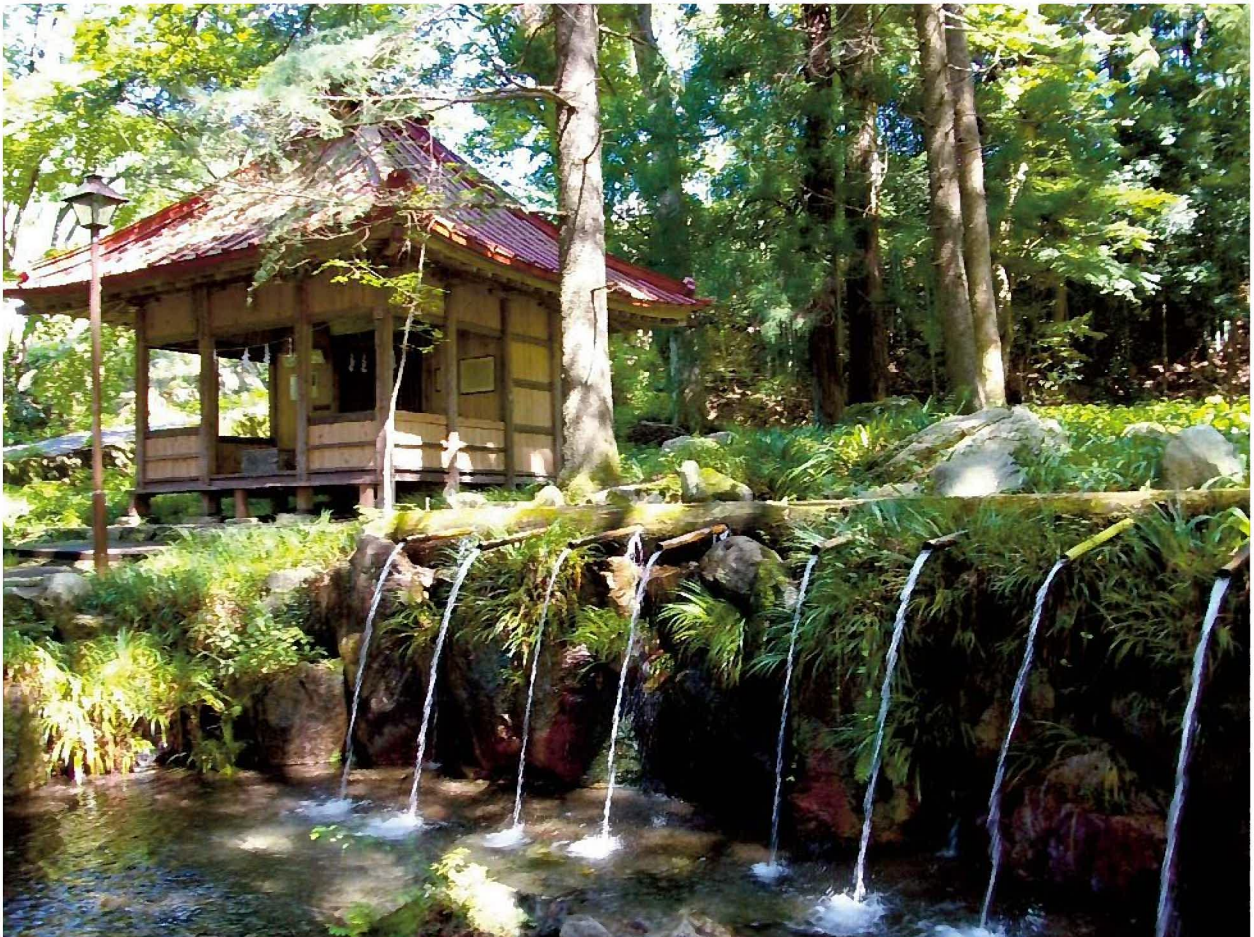
第6章で取り上げた景観形成推進施策については、既に取り組みが行われているもの、直ちに取り組みが可能なものから、実施するまでに多くの検討期間を要するものまで、多岐にわたっています。

計画の実現を図るためには、これらの施策を無理のないよう一步一步着実に実行していくことが何より重要であり、その成果を積み上げていくことが景観形成の取り組みそのものであると言えます。

こうした考えに立ち、本計画策定後に、当面取り組むべき施策を下表のとおり整理しました。本市においては10年後を見据え、表に示すような段階的な取り組みを図っていきます。

■当面取り組むべき施策の段階的な推進

区 分	初動期 (概ね2年以内に着手)	胎動期 (概ね5年以内に着手)	成熟期 (概ね7年以内に着手)
市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●景観計画パンフレットの作成・普及 ●景観シンポジウム・講演会等の開催 ●景観専用ホームページの開設 ●まち歩きイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●「(仮称)笛吹市景観百選」の実施 ●景観コンクールの実施 ●景観マップの作成 ●顕彰制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ●その他の啓発活動
自発的な景観形成活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民懇談会等の開催 ●景観アドバイザー制度の活用 ●景観形成活動団体の認定・登録制度の検討 ●観光客等との交流を通じた景観形成の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観サポーター登録制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観に関わるルールづくりの推進 (地区計画、景観協定、緑地協定、建築協定など)
行政の体制や仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●笛吹市景観条例の効果的な運用 ●景観行政窓口の設置 ●景観審議会の設置 ●庁内の横断的な協議組織の設置検討 ●市職員の意識の向上と人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設のデザインガイドラインづくり ●「景観協議会」の設置検討 ●市独自の「屋外広告物条例」の検討 	
先導的な景観まちづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ●景観重要公共施設の指定検討 ●「景観形成重点地区」(芦川地区)の取り組み ●「(仮称)笛吹市フットパス・プロジェクト」の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観重要建築物・景観重要樹木の指定検討 ●その他の「景観形成推進ゾーン」の取り組み ●「(仮称)笛吹市風景学プロジェクト」の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ●眺望景観ガイドプランの検討 ●景観農業振興地域整備計画の策定検討



・藤笠の滝